

世田谷区立小・中学校及び太子堂調理場学校給食調理業務等委託のプロポーザル実施要領

1. 事業の概要

(1) 件名

世田谷区立小・中学校及び太子堂調理場学校給食調理業務等委託

(2) 目的

世田谷区立小・中学校の児童・生徒に安全でおいしい給食を提供し、児童・生徒との交流及び食育の推進等に資することを目的とする。

(3) 業務内容

世田谷区立小・中学校及び太子堂調理場学校給食において、安全でおいしい給食調理を実施し、児童生徒に提供する。

業務内容は以下のとおり。また、詳細については、説明書のとおりとする。

①検収補助

②給食の調理（作業工程表の作成）

③盛付け及び配膳（配食）

④食器具等の洗浄・消毒・保管

⑤給食調理業務関連施設整備の清掃及び日常点検

⑥残菜及び厨芥の処理

⑦給食調理を実施しない日における施設設備の清掃、点検、整理整頓

2. 選定の概要等

(1) 選定の目的

学校給食の実施に当たり、安全でおいしい給食を児童・生徒に提供するため、優れた調理技術と給食調理における安全・衛生に関する知識を有し、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、給食の質を維持・向上させ、児童・生徒との交流及び食育の推進等に積極的に参加できる受託事業者の候補者の選定を目的とする。

(2) 選定の概要

① 令和9年度から令和10年度の2年間に区内小・中学校及び学校給食太子堂調理場で新規委託が生じた場合、又は委託事業者を見直す必要性が生じた場合にその受託資格を有する「受託資格認定業者」を選定する。

② 今回選定した受託資格認定業者から、令和9年度新規委託予定校及び受託事業者を見直す学校を受託するための「提案書」等の提出を受け、第2回目以降の業者選定委員会を開催し、受託事業者の候補者を決定する。（令和10年度委託に関しては、令和9年度に「提案書」等の提出を依頼する。）

③ 受託事業者の候補者と業務委託契約を締結する。契約は単年度とし、事業予算の配当を条件とし、受託校より毎年履行状況や衛生管理の状況等を確認のうえ、翌年度契約の判断を行

う。

ただし、契約を継続する場合でも、通算して5年目を終了した時点でプロポーザル等により受託事業者の見直しを行う。

なお、見直しを行った場合においても、業者選定委員会の審議を経て、その結果として再び同一事業者と契約する場合もある。

(3) 「受託資格認定業者」選定者

小・中学校校長代表・副校長代表、小・中学校PTA代表及び教育委員会管理職等から構成される「業者選定委員会」で「提案書」等の審議を行い決定する。

(4) 「受託資格認定業者」認定期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間

3. プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、受託事業者の調理した学校給食を区立小・中学校に提供させるものである。

本業務の履行にあたっては、安全でおいしい給食を児童・生徒に提供するため、優れた調理技術と給食調理における安全・衛生に関する知識を有し、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、給食の質を維持・向上させ、児童・生徒との交流及び食育の推進等に積極的に参加できることが受託事業者に求められる。

受託事業者の履行体制や能力、経験等が学校給食事業の成否を大きく左右するものであり、これらのことをあらかじめ審査し、適切な事業者を選ぶ必要があるため、プロポーザル方式により候補者の選定を行う。

4. 参加資格

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に、営業種目「病院給食・学校給食」の取扱品目「学校給食」に登録されていること。

(2) 東京都内又は神奈川県に本社又は支店等があり、緊急時に対応の迅速に取れる体制を整えていること。

(3) 100名以上の従事者（パート社員を含めても可）を有し、経営が安定しており、本件委託業務を確実に遂行できる能力を有していること。

(4) 令和6年度以降、300名以上を対象とする学校給食の集団給食業務を5件以上受託した実績があること。

(5) 令和6年度以降、学校給食における食中毒事故や社会的責任を問われるような事故を引き起こす等、給食専門業者としての信頼を損なうような重大な問題を発生させていないこと。

※ただし、調理業務委託業者に落ち度がない場合はこの限りでない

(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(7) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。

- (9) 世田谷区学校給食調理業務民間委託業者選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下の通り。

委員長 教育政策・生涯学習部長 菅井 英樹

委員 小学校長会代表及び中学校長会代表※

小学校副校長会代表及び中学校副校長会代表※

小学校PTA代表及び中学校PTA代表※

教育総務課長 山本 久美子

学校健康推進課長 近藤 由布子

上記の委員は公告時点のものである。人事異動等により、委員の変更があった場合は、区は、本プロポーザルにかかる利害関係の有無について、変更後の委員からの聞き取り等により確認する。また、※の委員については公告時点で未定の為、決定後聞き取り確認を行う。仮に利害関係があることが判明した場合は、当該委員を速やかに交代又は審査から除外するものとする。

5. 参加手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課学校給食係（世田谷区役所西棟1階103番窓口）

電話 : 03-5432-2696

FAX : 03-5432-3029

※窓口での受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時とする。

(2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和8年5月11日（月）～5月25日（月）午後5時

場所：世田谷区ホームページでの閲覧

方法：世田谷区ホームページからのダウンロードによる。

【世田谷区トップページ > 子ども・教育・若者支援 > 教育委員会 > 学校教育 > 学校保健・学校生活 > 学校給食 > 世田谷区立小・中学校及び太子堂調理場調理業務委託事業者の募集】

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限：令和8年5月25日（月）午後5時まで（必着）

場所：上記（1）に同じ

方法：持参、書留又は特定記録郵便により提出すること。ただし、参加表明書（様式1）、学校給食調理業務受託状況表（様式2）及び令和8年度学校受託規模別調査表（様式3）については、電子データを電子メールにより併せて提出するものとする。電子メールの送信先については、上記（1）担当部課連絡先まで問い合わせること。

※参加表明書等の提出物については募集説明書による。

※その後、全事業者に対し5月29日（金）までに、招請通知又は非招請通知を発送する。

(4) 提案書の提出期限、提出方法及び質疑応答の提出期限、提出・回答方法

提案書の提出期限：令和8年6月26日（金） 午後5時まで（必着）

場所：上記（1）に同じ

方法：持参、書留又は配達記録郵便により郵送すると共に電子データをメールアドレスに併せて送信すること。メールアドレスは、上記（1）担当部課連絡先まで問い合わせること。

※提案書に関する質疑がある場合は、令和8年6月5日（金）午後5時までに電子メール若しくはファクシミリにより上記（1）の担当部課へ質問票を送信する。質疑に対する回答は令和8年6月12日（金）までに招請通知を送付した全事業者に対して、電子メール又はファクシミリにより回答（周知）する。

6. 参加表明書の確認

プロポーザルへの参加表明のあった事業者のうち、提出された書類等により、上記4. 参加資格に基づき資格の確認を行い、提案書の提出者を決定する。決定後、速やかに参加表明のあった事業者に通知する。

7. 提案書に求める内容、提出期限、提出先及び方法

(1) 提案書に求める内容

- ・経営状況及び人員体制
- ・学校給食に対する会社としての取り組み姿勢
- ・特定テーマに対する取り組み姿勢
- ・安全・衛生管理
- ・問題発生時の対応

(2) 事業者を特定するための評価基準

上記（1）に同じ

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和8年6月26日（金）午後5時まで（必着）

場所：5.（1）に同じ。

方法：持参又は書留、配達記録郵便により郵送すると共に電子データをメールアドレスに併せて送信すること。メールアドレスは、招請通知において通知する。

※提案書の様式、作成方法、質疑等については募集説明書による。

8. 提案書の審査方法等

提案書提出事業者に対してヒアリングを実施し、提案書等の提出書類及びヒアリングの内容をとりまとめ、小・中学校校長代表・副校長代表、小・中学校PTA代表及び教育委員会事務局管理職等で構成する「業者選定委員会」で審議の上決定する。

9. 審査結果の通知期日及び方法

期日：令和8年9月上旬（予定）

方法：郵送による。

10. プロポーザル実施日程

- ・公告開始 令和8年5月11日（月）
- ・説明書の交付期間 令和8年5月11日（月）～令和8年5月25日（月）
- ・参加表明書の提出期限 令和8年5月25日（月）
- ・招請通知 令和8年5月29日（金）
- ・提案書質問票提出期限 令和8年6月5日（金）
- ・提案書質問回答 令和8年6月12日（金）
- ・提案書の提出期限 令和8年6月26日（金）
- ・事業者選定委員会開催 令和8年8月下旬
- ・審査結果通知 令和8年9月上旬

11. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約の締結 第2回目以降の業者選定委員会で審議終了後、関連する事業予算の配当を条件として契約する。
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 無
- (6) 参加申込書及び企画提案の作成にかかる業者の費用については、世田谷区は一切負担しない。
- (7) 区は、企画提案書を選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (8) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (9) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に企画提案書の複製を作成することができる。
- (10) 企画提案書の受領期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書は返還しない。
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (13) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (14) 区との契約では単年度で予定価格 2000 万円以上業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は世田谷区ホームページ【世田谷区トップページ

> 検索メニュー > 区政情報 > 契約・入札情報 > 公契約条例 > 労働報酬下限額】を確認すること。